

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-10-7 H26-07-25 H26-05-29
-------------	-------------	------------------------------------

検討課題	37	・議会基本条例逐条解説の改訂について	
区分	I-C		
関連条例内容	<p>(条例の検証及び見直し手続)</p> <p>第23条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p>		
検討内容	・議会基本条例2回改正後の内容に即した逐条解説の改訂の検討。		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の逐条解説については、条例制定時に作成。 ・その後、議会基本条例を2回改正を行っているが、現在まで逐条解説については、改正内容に即して改訂を行っていない。 ・改正履歴 ①附則(平成23年6月30日条例第23号) この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。 ②附則(平成25年2月28日条例第3号) この条例中目次の改正規定、第6章の章名の改正規定及び第15条の改正規定は平成25年3月1日から、第8条第3項及び第17条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これ迄の議会基本条例2回の改正内容に即した逐条解説の改訂を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例制定時に逐条解説を担当した、(株)ぎょうせいに逐条解説の改訂を依頼。 ・第22回検討部会で原案を説明(平成26年7月2日) ・第24回検討部会で、平成22年6月30日版と現段階の逐条解説を配布。また、代表者会議で議長、委員長の責務を追加することを諮り、了承されれば、9月定例会で議会基本条例の一部改正を行い、改訂版に追記して、10月に開催する議会改革推進会議において配布することを確認。(平成26年8月21日) ・第25回検討部会で、議長、委員長の責務を追加した改訂版の内容を確認し、10月8日の議会改革推進会議において配布することとし、完了とする。(平成26年10月7日)